

第9章

国土強靱化地域計画



1 計画の概要

(1) 国土強靱化地域計画とは

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に国土強靱化基本法が公布・施行され、平成26年6月に国土強靱化基本計画が閣議決定されました。

国土強靱化とは、災害の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧及び復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害などが発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強さとしなやかさを持った安全で安心な社会を平時から作り上げていこうとするものです。

このような国の動きに併せて、神奈川県は、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる神奈川県国土強靱化地域計画を策定しました。

これらの国、県の動きを受け、本市においても、都心南部直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生や、激甚化する台風、局所的な集中豪雨による河川氾濫、土砂災害などの大規模自然災害が発生した場合でも機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守れるよう、本市の強靱化に関する指針として策定するものが、座間市国土強靱化地域計画(以下「市地域計画」という。)です。

(2) 計画の位置付け・構成

本市では、総合的かつ計画的に市政の運営を図るための最上位計画である、ざま未来プランと、国土強靱化基本法第13条に基づく市地域計画とを一体的に策定及び推進します。

なお、市地域計画における基本的な考え方、国土強靱化を進めるための方向性や具体的な取組内容は、ざま未来プランの基本構想を具現化するための事業計画である実施計画と併せて、市地域計画として策定します。

国・県計画との関連

